

今回指定した粒子状物質減少装置の概要

別紙 1

平成 21 年 3 月 6 日現在

1 酸化触媒（使用過程車）

メーカー名	装置の名称及び型式等	装着対象となる自動車の範囲及び使用条件		問い合わせ先
株式会社 フォーヒューマン ジャパン	FHJ - 08FD-1	5 リ 5	最高出力が240馬力以下の原動機を搭載した自動車	株式会社フォーヒューマンジャパン 〒521-0213 滋賀県米原市堂谷 1257 0749-55-3651

*備考（全ページ共通）

- ・平成元年規制以前適合車とは車検証の型式欄に【K -、N -、P -、S -、U -、W -】の識別番号を持つ車両
- ・平成6年規制適合車とは車検証の型式欄に【KA -、KB -、KC -】の識別番号を持つ車両
- ・平成10年規制適合車とは車検証の型式欄に【KE -、KF -、KG -、KJ -、KK -、KL -】の識別番号を持つ車両
- ・条例平成15年規制対応 とは平成18年4月1日の前日までの規制値に適合するもの
- ・条例平成17年規制対応 とは平成18年4月1日からの規制値に適合するもの
「18年4月1日からの規制は、埼玉県、東京都において実施（千葉県、神奈川県においては15年規制まで）」
- ・減少装置等の指定を受ける前に指定の申請中であることを表示しての販売等は禁止しています。